

<これまでの経緯>

- 1) 「有望区域」に整理【2020年7月3日】
- 2) 協議会の開催
【第1回：2021年4月23日、第2回：2021年9月30日、第3回：2022年5月31日（意見とりまとめ）】
- 3) 「促進区域」に指定【2022年9月30日】
- 4) 公募占用指針の公示（事業者の公募）【2022年12月28日～2023年6月30日】
- 5) 発電事業者の選定【2023年12月13日】
- 6) **協議会の開催（事業者選定後）**【第4回：2024年11月22日】



<今後のプロセス>

- 1) 公募占用計画の認定（経済産業大臣・国土交通大臣）
 - 2) 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定（経済産業大臣）【申請期限：2024年12月13日】
 - 3) 促進区域内海域の占用許可（国土交通大臣）
- これらの手続きを経て、発電設備の建設工事及び運転開始【運転開始予定時期：2029年8月】